（育児休業給付金に関する経過措置）

第五条　改正後の雇用保険法附則第十二条の規定は、施行日以後に開始された雇用保険法第六十一条の四第一項に規定する休業に係る育児休業給付金について適用し、施行日前に開始された同項に規定する休業に係る育児休業給付金については、なお従前の例による。

（国家公務員共済組合法の一部改正）

第六条　国家公務員共済組合法（昭和三十三年法律第百二十八号）の一部を次のように改正する。

附則第十一条の二中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「これらの規定」を「同条第一項中「及び次項」とあるのは「から第三項まで」と、同項及び同条第三項」に、「「百分の五十」を「「百分の五十（当該育児休業等をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」に改める。

（国家公務員共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第七条　前条の規定による改正後の国家公務員共済組合法附則第十一条の二の規定は、施行日以後に開始された国家公務員共済組合法第六十八条の二第一項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金について適用し、施行日前に開始された同項に規定する育児休業等に係る育児休業手当金については、なお従前の例による。

（地方公務員等共済組合法の一部改正）

第八条　地方公務員等共済組合法（昭和三十七年法律第百五十二号）の一部を次のように改正する。

附則第十七条の二中「及び第二項」を「から第三項まで」に、「これらの規定」を「同条第一項及び第三項」に改め、「百分の五十」の下に「（当該育児休業をした期間が百八十日に達するまでの期間については、百分の六十七）」を加える。

（地方公務員等共済組合法の一部改正に伴う経過措置）

第九条　前条の規定による改正後の地方公務員等共済組合法附則第十七条の二の規定は、施行日以後に開始された地方公務員等共済組合法第七十条の二第一項に規定する育児休業に係る育児休業手当金について適用し、施行日前に開始された同項に規定する育児休業に係る育児休業手当金については、なお従前の例による。

（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十条　被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）の一部を次のように改正する。

第三条中地方公務員等共済組合法附則第十四条の七の改正規定の次に次の改正規定を加える。

附則第十七条の二中「同条第一項及び第三項」を「同条第一項中「及び次項」とあるのは「から第三項まで」と、同項及び同条第三項」に、「「百分の五十（当該育児休業」を「「百分の五十（当該育児休業等」に改める。

総務大臣　新藤　義孝
財務大臣　麻生　太郎
厚生労働大臣　田村　憲久
内閣総理大臣　安倍　晋三

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

法律第十四号

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律（昭和三十五年法律第百五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

18　前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千三百四十二億四千百四万円の範囲内において、出資することができる。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

財務大臣　麻生　太郎
内閣総理大臣　安倍　晋三

政　令

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

平成二十六年三月三十一日

内閣総理大臣　安倍　晋三

政令第百三十一号

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令の一部を改正する政令

内閣は、在外公館の名称及び位置並びに在外公館に勤務する外務公務員の給与に関する法律（昭和二十七年法律第九十三号）第十条第一項及び第十二条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

在外公館に勤務する外務公務員の在勤基本手当の額、住居手当に係る控除額及び限度額並びに子女教育手当に係る自己負担額を定める政令（昭和四十九年政令第百七十九号）の一部を次のように改正する。